

市民福祉委員会会議録

招 集

平成31年3月13日(水) 予算決算委員会終了後 議会委員会室

出席委員(7名)

(委員長) 西川 章 三

奥 岩 浩 基 尾 沢 三 夫 土 光 均 戸 田 隆 次

前 原 茂 又 野 史 朗

欠席委員(1名)

伊 藤 ひろえ

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 安東主任

協議案件

- ・参考人招致について

~~~~~

### 午後5時25分 開会

○西川委員長 ただいまより市民福祉委員会を開会いたします。

伊藤委員から欠席の届け出がありましたので報告いたします。

きょうの議題は参考人招致についてを議題といたします。12日の本会議において当員会に付託されました陳情第28号「後期高齢者の医療費窓口負担の原則1割の継続を求める陳情書」について、推進協議会から同会員の大谷輝子氏が委員会において説明したい旨の申し出がありました。つきましては、参考人として招致することへの委員の皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

(「いいんじゃないでしょうか。」と土光委員)

土光委員。

○土光委員 了承します。

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 了承します。

○西川委員長 はい。あと。

○戸田委員 陳情者の氏名がありましたが。大谷輝子さんではなかったですか。

(「違います」との声あり)

○西川委員長 陳情者の氏名は違います。

○戸田委員 陳情者の氏名は、大谷輝子さんではなかったですね。

○西川委員長 ではありません。

○戸田委員 それで、大谷輝子さんが代理で出られるということですか。

○西川委員長 そういうことです。同会員です。陳情者の協議会員。

○戸田委員 私は正直言って、やっぱり、陳情を出された方が、ここに来られて参考人として陳述するのが本来の在り方だと思います。

○西川委員長 戸田委員の御意見で、陳情者はなぜ来られないか。明後日。それについて。

安東主任。

**○安東議会事務局主任** 失礼します。陳情者の方から申し出がありましたのが、委員会当日、鳥取市で別の用務がありまして、提出者の会長ですとか、事務局もこちらのほうに出向けないということがありました。その上で、こうして提出された陳情書に対して、委員の皆様からの御質問にもちゃんと対応できるという方を会員の中から選出したところ、大谷輝子さんが選出されたというところでございます。

**○西川委員長** そういうことです。

**○戸田委員** 私がこだわるのは、陳情者が自分の意図があって、考え方があって、その会を代表して陳情書を出された。その方が出られんので、会員の方であればいい。そういうような形態がしょっちゅう出てくる可能性が出てくるんですよ。その辺のところを今後どうしていくのかということが、一つ問題が生じてくるのではないかなと私は危惧しとるんです。あくまでも陳情者の方が来られて、陳情の意図とする考え方を述べて、その参考人の考え方を私たちが十分に聞き取れた上で、しんしゃくした上で、どうするかということの扱いだ、私は認識をしとるんですよ。そこのところをね、どういうふうにも今後受けとめていくのか、会派の中でも十分に検討したんですよ。今までそういう事例はあるんですか。事務局に伺っておきます。

**○西川委員長** 事務局。どうぞ。

**○先灘議会事務局長** 陳情に対する参考人の出席については、陳情提出者以外の方は、当然、実績はございます。参考人の範囲をどこまでいいのかという部分は何も取り決めはしていないわけでございます。実際、この陳情の要旨を説明できる方ということで、今回、会員の大谷輝子様をということですので、この陳情書の内容を説明できて、委員の皆様からの質疑等にお答えできる方ということだったと思いますので、判断としましては、どなたかというよりもですね、この内容についてきちんと説明できる方、あるいは考え方が説明できる方、それから質疑等に答えられる方ということで御判断いただければと思いますし、この方だからいけないというところで理由づけがなかなかできにくい部分があるかと思えます。ですので、今後、参考人をどなたにするかという範囲について、取り決めをするのであれば、それも方法かもしれませんが、今回この参考人として要望があった方についてどうするかということをお考えいただきたいと思えます。

**○戸田委員** 今私が思うのはね、たまたま大谷輝子さんという方を私たちが存じとるけん、そう俎上されてると思うんですよ。しかしながら、その会員が100名なのか1,000名なのか私は知りませんが、そういう中で、会員であるけん、その方が適切だろうということで、その会が適切な判断をして、参考人として私たちの所に送られるということなんです。受けとめるほうは、その方が本当に参考人として適切かどうかという判断がなかなかできにくい部分がある。ただ、陳情出された方であれば、陳情の趣旨を私たちが読んでその方の考え方を伺うということですよ。そこのところのギャップがあるけん、今回はどうなのかなと私は今思ってるんです。だから、そこのところ、大谷輝子さんという方を存じておるけん、そうだろうな、適切な方であろうなという先入観を持って判断していいのか、どうなのか、今後、こういう事例が出てきたときにはじゃあどういふふうな形に収めていくのかいなということもこれから思慮しとかなないとはいけんのではないかなと思うんですよ。

○**土光委員** ちょっと確認したいんですが、今回の陳情者というのは、その代表者個人が陳情者になるのか、その会になるのかどちらなんですか。

○**西川委員長** あの陳情提出団体は鳥取県社会保障推進協議会という名前での陳情です。

○**土光委員** その団体が陳情者ということでいいですね。

○**西川委員長** はい。

○**土光委員** そうすると、意見陳述はその団体が出した陳情の趣旨を説明なり、質疑応答できる、という人は、それができるかどうかというのはその団体の人が会員であることが前提だと思うんですけど、できると団体が判断すればそれは私たちが受け入れる。全く問題はないと思います。

○**西川委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私が言うのはね、会の会長名で来とるけん、当然会長さんが来て説明すべきものだと思うんですよ。それが、自分の都合でできないから、代理人を出します。じゃあ、代理人の方はどういう方か存じてない時に、しんしゃくができるんでしょうかね。そういうことが今後たびたび出てくる可能性があるんじゃないかと私は言っておるんです。

○**西川委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、陳情者が団体ならば、陳述人は必ずしも代表者に限定する必要は、私は初めからないと思うんで、その団体の意見として陳情の趣旨が説明できて、質疑応答ができる人だったら代表者に限定する必要はないと思います。今回のケースは、それができる人だということで、その団体が判断して、名前を挙げている訳ですよ。だから問題はないのではないかと思います。

○**西川委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** あくまでも私は土光さんと全く意見が違っとして、土光さんはそういう感覚。私はあくまでも会の会長であれば、会長名で出されてきとるだけけん、会長さんが来て説明する責務があるんじゃないかと私は思ってますよ。それが陳情のあり方だと思う。誰でも良かったら、じゃあ会長名出さんでも、大谷輝子さんが名前を出されれば良かったんですよ。

○**西川委員長** 土光委員。

○**土光委員** 陳情書は会の名前を出して、当然そこに代表者の名前を書くのが書式として普通だと思います。通常、その団体の会長が来ればいいんだけど、今言ったようにどうしても日程で都合がつかない理由もあるし、その会として説明できる人ということで、会がこの人は、ということでしたら何も問題はないんじゃないでしょうか。その日程に関しては陳情を出す側に見れば、陳情を出してそれで、どこの委員会で審議されるか。日程はこちらの都合で決まるんですよ。出すときは、初めから、この日、と決まってないですよ。だから、この日になりましたと通知を受けて、それでもう絶対その日じゃないといけないというのは、それは陳情を出す側にとっては非常に不都合ができるのは当然で、そういったケースになるのはあり得ると思うので、議会としては陳情の趣旨を聞きたいと、議会基本条例でもそういった陳述の機会を与えるというのがあるので、そういった意味でも、別の方でもいいんじゃないかと思います。

○**西川委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** だけんそれは土光さんの考え方、私の考え方です。だから、私は今回はやむ

を得ないかなと思うけど、これからこういうことがたびたび出てきた時に本当に、局長が言うようにルール化もせずに、このまま進むのかどうなのか、これは市民福祉委員会だけの問題ではなくて、議会運営委員会で話していかないけんと思うんですけど。私は、これ大切なことだと思うんです。出しとけばええがなと、例えばまあ前原さんでもいいがな、ということが常態化したとき、陳情のあり方が本当にきちっとしんしゃくできとんのかなっていう問題が残るのではないかなと思います。

**○西川委員長** やっぱり陳情提出団体も責任はあるというのが、戸田委員の御意見なんです。あと、前原委員とか。

（「とりあえず政英会はお答えしました。」と戸田委員

**○前原委員** 私は基本的に陳情に対して、説明したいというのは、正直な話、その方の権利だと思っています。ですので、来るのも権利だし、来ないのも権利だと思っていますので、今ルールづけができてないもんですから、今後どういった形でルールをつくっていくかということが課題になってくると思いますので、今のルールがない段階で我々が拒否することはできないのかなと思っています。

**○西川委員長** 又野委員。

**○又野委員** 先ほど土光さんがおっしゃったように日程の都合がつかないということがどうしてもあると思いますんで、代表者じゃないといけないというのは、相手に負担がくるというか、それによって意見が述べられなくなるというのは相手に不都合を生じさせることになるので、代理の方でもやはり認めるべきじゃないかなと思います。

**○西川委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 今回は私たちは仕方ないなと思っとるんですけど、ただね、陳情を市議会に出すということは、それだけ自分たちの考え方を聞いていただくということなんです。出した時点である程度それは予定をしませんか、日程調整をされて。それが私たち日本人の文化じゃないですか。それを出したけん後は誰でもいいというような思想は私にはなじまないんです。

**○西川委員長** 土光委員。

**○土光委員** 市民が陳情出す時に日程調整はできません。分からないから。それからもう一つは、今回もいかげんな形ではなく、代表者はこういう理由で都合が悪いときちゃんと伝えて、だから代理としているので、私は全くいかげんさを感じないのでそういうふうには思わないです。

**○西川委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** それは土光さんの考え方。うちは政英会の考え方。とりあえず今回は政英会の中では了解しましたと。

**○西川委員長** 前原委員。

**○前原委員** 申し訳ない。前も大谷輝子さんが参考人で招致して、話をされたんですけど、ごめんなさい、こういう言い方で。非常に簡潔じゃなくて、長くて、私委員長のときにとめたと思うんです。簡潔に話してくださいと、何回も何回も。で、今回も2回目か3回目か分かりませんが、なるべく簡潔にさせていただけるよう冒頭、十分お願いいたします。

**○西川委員長** 分かりました。では、御了承願えますか。

ではお諮りします。本件については、鳥取県社会保障推進協議会の参考人

として招致することに異議ございませんか。

(「異議なし。」と声あり)

それでは、そのように決定いたしました。

以上で、市民福祉委員会を閉会いたします。

**午後 5 時 4 0 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により署名する。

市民福祉委員長 西 川 章 三